

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	臨時庁議	
開催日時	平成30年6月8日 午後1時29分から 午後1時50分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	<p>富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、三田こども・健康部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>(担当課1) 村山総務部次長兼財産管理課長、清水市民環境部次長兼産業振興課長、塩味同課主幹兼課長補佐、宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長、中村同課都市計画係長、関口文化財課長</p> <p>(担当課2) 清水市民環境部次長兼産業振興課長、紺清同部参事兼資源リサイクル課長、鈴木同課主幹兼課長補佐、川合同課施設管理係長 (事務局) 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、櫻井同課政策企画係長、同課同係櫻澤主任、稲葉市長公室参事兼秘書課長</p>	
会議内容	<p>1 旧朝霞第四小学校跡地の活用について</p> <p>2 ごみ焼却処理施設について</p>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・旧朝霞第四小学校跡地の活用について ・スケジュール概要 ・都市計画マスタープランの修正（案） ・ごみ焼却処理施設について 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月

	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁
そ の 他 の 必 要 事 項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

【議題】

1 旧朝霞第四小学校跡地の活用について

【説明】

(担当課 1：清水市民環境部次長兼産業振興課長)

旧朝霞第四小学校跡地の活用について、企業誘致による有効活用を図るという方針のもと、土壌汚染調査、不動産鑑定、都市計画の変更手続き等の準備行為を行ってきた。また、6月議会では旧朝霞第四小学校解体工事の契約議案を提出している。

この度、これらの事業が進展し、企業誘致の準備が整いつつあることから、企業と今後契約を締結する上での骨格となる覚書を取り交わしたいと考えている。

企業との覚書の締結は、6月13日を予定しており、翌14日の全員協議会において、企業名の公表を含め覚書の概要、今後のスケジュールについて、説明した後、記者発表を行う予定としている。

校舎の解体工事後、埋蔵文化財の試掘調査にて、問題がなければ、平成31年度当初に事業用定期借地の本契約を締結したいと考えている。

覚書の内容には、企業名も記載されることから、本日の臨時庁議では、企業名の公表、覚書の取り交し、また、このようなスケジュールで、事業を実施してよいか諮るものである。

初めに、今回覚書を締結する企業の概要について説明する。企業名は、新電元工業株式会社、本店所在地は東京都千代田区大手町にあり、昭和24年8月に設立された。

資本金は、平成30年3月31日現在で、178億2,300万円、連結売上高は、3月期で921億7,700万円となっている。

主な事業内容としては、半導体、電装製品、電源の製造及び販売などである。

次に、現在までに市で実施してきた事業の進捗状況を説明する。3事業あり、土壌汚染調査、不動産鑑定、都市計画等の変更手続である。

土壌汚染調査については、土壌汚染対策法に基づき埼玉県から命令されていた鉛及び水銀による汚染調査を実施し、結果はそれぞれ基準を下回る値となっている。

賃料を算出するための、不動産鑑定については、不動産鑑定士による鑑定を実施し、3月28日に終了した。

都市計画等の変更手続に関しては、まちづくり推進課から説明する。

次に、今後予定している事業については、2事業あり、埋蔵文化財の試掘調査、校舎等解体工事である。

埋蔵文化財の試掘調査については、本日から調査を開始することとなっており、その期間としては、来年3月までを予定している。

校舎等の解体工事については、6月議会に議案として、校舎等の解体工事に関する契約議案を提出している。

最後に、覚書の概要について説明する。

事業用定期借地契約に向けて、今後埋蔵文化財調査等調整すべき事項があることから、まずは、契約の骨格となる覚書を取り交わした上で、企業と協議を進めていくもの

である。

1 点目、事業用定期借地契約に向けた事前の合意を図ること。事業用定期借地契約は、借地借家法の規定により公正証書によらなければならないことから、当該公正証書の作成について、予め合意を図るものである。

2 点目、月額賃料は、9,952,000円とすること。当該賃料の額は、不動産鑑定書によるものである。

3 点目、契約期間は、50年未満とすること。これは、事業用定期借地契約の契約期間は、制度上50年未満とされており、その期間を契約期間としている。

4 点目、保証金は、月額賃料の24か月分とすること。これは、将来発生する可能性のある債務の担保として、保証金の納付を受けるものである。なお、契約期間満了後に保証金は、原則として全額を返還する。

説明については以上であるが、只今説明した内容については、6月14日の全員協議会後に公表する。それまでは、情報の取り扱いについては、十分注意していただくようお願いする。

(担当課1：宇野都市建設部次長兼まちづくり推進課長)

引き続き、2の都市計画マスタープランの修正について説明する。

資料3、朝霞市都市計画マスタープランの修正(案)をご覧ください。

1 ページ上段の黒枠内、旧朝霞第四小学校跡地については、平成28年11月に改訂した都市計画マスタープランに基づき、商業系の土地活用の実現に向けて具体的な検討を行ったが、周辺の複数の交差点改良等を行わなければならないなど、道路交通上の課題が多くあり、大規模商業施設の立地を目指すことは実質困難な状況となった。

このため、第5次朝霞市総合計画の方向性に合致する「市全体もしくは地域経済の活性化などに寄与する土地活用」を図る上で、商業系以外で最もふさわしい工業系ゾーンに変更し、適正な土地利用の誘導を図る内容に都市計画マスタープランを修正してよいか諮るものである。

次の1では、修正の目的を詳細に記載している。

次に2の検討経過及び今後の予定であるが、都市計画マスタープランが市民参画型で作成された計画であることを踏まえ、本年2月27日に公募市民や学識経験者等で組織する「朝霞市都市計画審議会」に対し、「都市計画マスタープランの修正について」を諮問し、修正内容等について慎重に審議をいただいた結果、4月17日に都市計画マスタープランの修正素案について、承認をいただいた。

これを受け市では、4月27日から5月28日までパブリックコメントを実施し、また、5月19日には市民説明会を開催した。

なお、パブリックコメント及び市民説明会の開催にあたり、広報、ホームページでの周知のほか、国道254号沿道の地元自治会の方には、直接お知らせを送り、周知及び状況説明した。

その結果、内容の修正に至る意見や大きな反対等もなかったもので、一昨日、改めて都市計画審議会に、都市計画マスタープランの修正について、を諮問し、原案のとおり承

認をいただいたので、庁議に諮ったものである。

今後の予定では、6月中旬ごろまでには市ホームページ等で公表する予定である。

次に2ページをご覧いただきたい。

2ページは都市計画マスタープランの主な修正内容を記載している。

次ページ以降のA3カラーの48ページから140ページまでが今回修正を行うページであり、修正前と修正後が比較できるように作成している。資料の左側が修正前(現行)、右側が修正案となっており、変更箇所を赤字で表示している。なお、変更内容については、主に商業系の記述内容から工業系の記述内容に変更するものである。

以上で、都市計画マスタープランの修正についての説明を終わる。

[平成30年6月7日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は6月7日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

まず、これまでの庁議や議会への説明状況はどうなっているのかと質問があり、平成29年6月19日の庁議で土地利用の方針変更と企業誘致を諮り、方針決定しその後6月26日に全員協議会で市議会に説明を行っている。その後、平成29年8月31日の全員協議会では9月補正に計上した関係予算の説明を行っている。覚書の内容になるようなことはこれまで諮っていないとの回答があった。

次に、旧朝霞第四小学校の文化財の試掘の予算計上はどうなっているのかと質問があり、これまでも試掘の予算は場所を特定せず重機借上料として計上しており、その中で対応すると回答があった。

次に、不動産鑑定は何社に頼んだのかと質問があり、1社にお願いしたが、コンサルタントに鑑定内容の検証をしてもらった結果、価格について適正であるとの意見をもらっているとの回答があった。

次に、都市計画マスタープランの資料(3)1ページ、2ページでは、旧朝霞第四小学校となっているが、マスタープランでは、朝霞第四小学校という標記になっているのはなぜかと質問があり、対外的な説明や議題が、旧朝霞第四小学校跡地としているので、説明文においては、それに合わせている。都市計画マスタープランの中では朝霞第四小学校跡地という標記になっているので、修正内容も旧はつけないで記載していると回答があった。

次に、都市計画マスタープラン修正のパブリックコメントと市民説明会を行っているが、どんな意見があったのかと質問があり、今回の目的である商業系から工業系への変更に関しての反対意見はなかった。説明会開催にあたりホームページ以外にも、地元自治会や都市計画マスタープランの改訂に携わった検討委員会委員や南部地域の地域別懇談会の出席者にも周知したが反対は無かったと回答があった。

これらの結果、原案のとおり、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

2 ごみ焼却処理施設について

【説明】

(担当課2：紺清市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

ごみ焼却処理施設については、平成29年4月に、朝霞市クリーンセンターごみ焼却処理施設整備基本計画を策定し、平成30年度から工事に着工する予定であったが、平成29年5月31日の臨時庁議で決定したとおり、着工時期を3年程度延期することに決定した。

この間、事業費縮減等について、検討していたところであるが、このたび、和光市から、和光市内にごみ焼却処理施設を建設し、本市とごみの広域処理を行うことについて提案をいただいたことから、今後、朝霞市、和光市、両市の広域化について、協議を進めたいと考えている。

なお、広域化が実現した際には、和光市の次の建設地は、朝霞市内になる。

本件については、6月14日の全員協議会で報告した後、記者発表を行う予定であるので、それまでは取扱いについて配慮いただきたい。

[平成30年6月7日の政策調整会議要旨について]

(神田市長公室長)

本件は6月7日に行われた政策調整会議において審議し、その概要と主な質疑と結果について報告する。

まず、今回、施設は和光市内に新設するという話だが、次に建替えをする時は、朝霞市内に建てるとのことかという質問があり、そのとおりである。建設からおおよそ30年後と考えていると回答があった。

次に、広域化すること費用負担に大きな差は生じるのかと質問があり、施設建設とその後の運営において大きなメリットがある。現在の試算では、朝霞市だけの分において、建物と、その後15年間の運営で50億円、そこに国からの補助金10億円を見込み、差し引き40億円と試算しているとの回答があった。

次に、和光市と共同で使うことになると、その間の現在のクリーンセンターの扱いはどなるかと質問があり、今の土地を更地にして全く使わないということは考えていない。可燃ごみのほか、資源ごみや粗大ごみ等の広域化にもよるが、粗大ごみ等の施設も

建替えの時期にきているので、検討していかなくてはならない。どこまでを広域化するのは、和光市との今後の協議によると回答があった。

次に、メリットは金額的なものだけなのかと質問があり、広域化で人員の削減もできると考える。また、2ヶ所に施設があるより、1ヶ所で行うことにより環境負荷など、地域住民に与える影響が軽減されるものと考えたと回答があった。

次に、何年程度で供用開始となる予定かと質問があり、おおよそ10年程度と考えていると回答があった。

次に、その間10年程度は今の炉を使い続けるということかと質問があり、そのとおりである。今の炉を使い続けるために定期補修工事のほかにも延命化の補修を行っていないと回答があった。

次に、なぜ和光市からそのような話が出たのかと質問があり、朝霞市は現在の炉を使いながら、隣の土地に新しい炉を建設する方向で進めていたが、和光市は、新たに用地を買収しないと建設ができない。また、既存の炉を壊して建設するとなると、その間のごみ処理を民間の施設や他の自治体をお願いすることは、多額の費用が想定され、新たに用地を買収した方が安価で済む。そして、新たに用地を買収して建設するのであれば、前回、和光市と朝霞市で協議をした際は、候補地が見つからず広域化を諦めているので、もう一度朝霞市に声を掛けてみようと考えたとのことであると回答があった。

次に、候補地はどこにあるのかと質問があり、旧清掃センター用地及び市街化調整区域の中で建設候補地とする予定と伺っていると回答があった。

次に、その他の候補地として、朝霞地区一部事務組合のし尿処理施設の土地が空いているのではないかと質問があり、し尿処理施設の規模を縮小して新たに建設したが、空いた土地には地下に埋設物が多く、それを撤去するのに6億から18億かかり、新たに用地を買収するより費用がかかる。また、施設の裏を流れる越戸川に堤防がなく去年の大雨で浸水していると回答があった。

これらの結果、原案のとおり、庁議に諮ることとなった。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】